

日本学術会議法案要綱

第一 総則

一 目的

日本学術会議（以下「会議」という。）は、我が国の科学者の内外に対する代表機関として、学術に関する重要事項に係る審議、大学、研究機関、学会その他の学術に係る者の間における連携の確保及び強化、学術に関する研究を円滑に進めるための社会環境の整備、学術に関する外国の団体及び国際団体との交流等を行うことにより、学術の向上発達を図るとともに、学術に関する知見を活用して社会の課題の解決に寄与することを目的とすること。（第一条関係）

二 基本理念

1 会議は、学術に関する知見が人類共有の知的資源であるとともに経済社会の健全な発展の基盤となるものであることに鑑み、世界の学界と連携協力して学術の向上発達及び学術に関する知見の活用の推進を図り、もって人類社会の持続的な発展及び国民の福祉の向上に貢献するものとする。 （第

二条第一項関係）

2 国は、この法律の運用に当たっては、我が国の科学者の内外に対する代表機関として政府の諮問に対する答申等を行うという会議の組織及び業務の特性に鑑み、その運営における自主性及び自律性に常に配慮しなければならないこと。（第二条第二項関係）

三 法人格等

会議の法人格、事務所等に関し所要の規定を設けること。（第三条から第七条まで関係）

第二 機関

一 総則

会議に、日本学術会議会員、総会、会長、副会長、役員会、監事、会員候補者選定委員会、選定助言委員会及び運営助言委員会を置き、会議の役員は、会長、副会長及び監事とすること。（第八条関係）

二 日本学術会議会員

1 日本学術会議会員（以下「会員」という。）の員数は、二百五十人とし、会員は、優れた研究又は業績がある科学者のうちから、六の1から13までに定めるところにより、総会が選任すること。（第

九条第一項及び第二項関係）

- 2 会員の任期は、六年とすること。ただし、補欠の会員の任期は、前任者の残任期間とし、会員は、一回に限り再任されることができること。（第九条第三項及び第四項関係）
- 3 政府又は地方公共団体の職員（非常勤のもの及び政令で定める教育公務員又は研究公務員であるものを除く。）は、会員となることができないこと。（第九条第五項関係）
- 4 会員は、満七十五歳に達する日以後の最初の九月三十日を経過したときに退職すること。（第九条第六項関係）

三 総会

- 1 総会は、次に掲げる職務を行うこと。（第十条関係）
 - (一) この法律の他の規定又は準用通則法（第六の四において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）をいう。以下同じ。）の規定により総会の決議、承認又は同意を要する事項についての決議、承認又は同意
 - (二) (一)に掲げるもののほか、第三の一に規定する業務（会議の経営に関する事務を除く。）をつかさどること。

(三) 会長及び副会長の職務の監督

(四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、日本学術会議規則で定めるところにより総会が行うこととされている職務

2 総会は、全ての会員をもって組織すること。(第十一条第一項関係)

3 総会に、議長を置き、総会の議長(以下「議長」という。)は、会長とすること。(第十一条第二項及び第三項関係)

4 議長は、総会の会務を総理すること。(第十一条第四項関係)

5 会長は、あらかじめ、副会長のうちから、会長に事故がある場合に議長の職務を代理する者を定めておかなければならないこと。(第十一条第五項関係)

6 総会は、議長(議長に事故があるときは、5に規定する議長の職務を代理する者。以下三において同じ。)が招集すること。(第十二条第一項関係)

7 議長は、日本学術会議規則で定めるところにより、定期的に総会を招集しなければならないこと。(第十二条第二項関係)

8 議長は、六の1の規定により行う会員の選任後、遅滞なく、会長を選任するための総会を招集しなければならぬこと。(第十二条第三項関係)

9 議長は、必要があると認めるときは、総会を招集することができること。(第十二条第四項関係)

10 議長は、会員の総数の三分の一以上の会員が必要と認めて議長に対しその招集を請求したとき、又は監事が四の8(一)に係る部分に限る。)の規定による報告のため議長に対しその招集を請求したときは、これらの請求があつた日以後二十日以内に総会を招集しなければならないこと。(第十二条第五項関係)

11 総会は、議長が出席し、かつ、会員の総数の二分の一以上の出席がなければ、開くことができないこと。(第十三条第一項関係)

12 総会の議事は、議決に加わることができる会員の二分の一以上が出席し、出席した当該会員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、議長が決すること。(第十三条第二項関係)

13 12の規定にかかわらず、次に掲げる総会の決議は、議決に加わることができる会員の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならないこと。(第十三条第三項関係)

(一) 六の17の総会の決議

(二) 七の1の免除の承認に係る八の1の総会の決議

14 12及び13の決議について特別の利害関係を有する会員は、議決に加わることができないこと。(第

十三条第四項関係)

15 この法律に定めるもののほか、議事の手続その他総会の運営に関し必要な事項は、日本学術会議規則で定めること。(第十三条第五項関係)

16 議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理するとともに、その命令に従わない者その他総会の秩序を乱す者を退場させることができること。(第十四条関係)

17 会議は、総会の定めるところにより、総会の議事録を作成し、速やかに、公表しなければならないこと。(第十五条関係)

四 役員及び役員会

1 会長は、会議を代表し、及び議長の職務を行うほか、総会の定めるところに従い、会議の経営に関する事務を総理すること。(第十六条第一項関係)

2 会長は、定期的に、会議の経営の状況について、総会に報告しなければならないこと。（第十六条第二項関係）

3 副会長は、会長の定めるところにより、会長を補佐して総会の会務及び会議の経営に関する事務を掌理すること。（第十七条第一項関係）

4 副会長は、会長の定めるところにより、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行うこと。（第十七条第二項関係）

5 役員会は、八の2の規定により役員会の議を経なければならぬとされている事項及び会長の職務に関し役員会が特に必要と認める重要事項を審議すること。（第十八条第一項関係）

6 役員会は、会長及び副会長並びに役員以外の会員のうちから会長が指名する者をもって組織すること。（第十八条第二項関係）

7 監事の職務等に関し所要の規定を設けること。（第十九条関係）

8 監事は、役員（監事を除く。）、役員以外の会員又は職員について、不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれのある事実があると認めるとき、又はこの法律若しくは他の法令に違反する事実

若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を次の(一)から(三)までに掲げる場合の区分に応じ当該(一)から(三)までに定める者に報告しなければならないこと。(第二十条第一項関係)

(一) 当該事実が役員（監事を除く。）に係るものである場合 会長、総会及び内閣総理大臣

(二) 当該事実が役員以外の会員に係るものである場合 会長、会員候補者選定委員会及び内閣総理大臣

臣

(三) 当該事実が職員に係るものである場合 会長及び内閣総理大臣

9 会長は、8の規定による報告を受けたときは、遅滞なく必要な措置を講ずるとともに、当該措置の内容を次の(一)から(三)までに掲げる場合の区分に応じ当該(一)から(三)までに定める者に報告しなければならないこと。(第二十条第二項関係)

(一) 当該措置が役員（監事を除く。）に係るものである場合 監事、総会及び内閣総理大臣

(二) 当該措置が役員以外の会員に係るものである場合 監事、会員候補者選定委員会及び内閣総理大臣

臣

(三) 当該措置が職員に係るものである場合 監事及び内閣総理大臣

10 会員候補者選定委員会は、8 (二)に係る部分に限る。又は9 (二)に係る部分に限る。の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る会員に対し、当該報告に係る事案について報告を求めることができること。(第二十条第三項関係)

11 会長は、特に優れた研究又は業績があり、人格が高潔で、かつ、会議の業務を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する会員のうちから、総会が、その決議により選任すること。(第二十条第一項関係)

12 会長の任期は、選任の時から、当該選任後三年以内に到来する会員の任期の末日以後最初に開催される総会において次の会長が選任される時までとし、会長は、会長としての職務の執行が特に優れたものであるときは、一回に限り再任されることができると。(第二十一条第二項及び第三項関係)

13 会議は、会長が選任されたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出るとともに、会長の選任の理由その他内閣府令で定める事項を公表しなければならないこと。(第二十一条第四項関係)

14 副会長の員数は、三人以内とし、会員のうちから、総会の同意を得て、会長が任命すること。(第

二十二条第一項及び第二項関係)

15 副会長の任期は、当該副会長について会長が定める期間（その末日が会長の任期の末日以前であるものに限る。）とすること。ただし、補欠の副会長の任期は、前任者の残任期間とし、副会長は、再任されることができること。（第二十二條第三項及び第四項関係）

16 13の規定は、副会長が任命されたときについて準用すること。（第二十二條第五項関係）

17 監事の員数は、二人とし、会員以外の者から、内閣総理大臣が任命すること。（第二十三條第一項及び第二項関係）

18 監事の任期は、その任命後三年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する第五の一の規定による財務諸表の承認の日までとすること。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とし、

監事は、再任されることができること。（第二十三條第三項及び第四項関係）

19 二の三の規定は、監事について準用すること。（第二十三條第五項関係）

20 会長及び副会長は、会員の地位を失ったとき（会員の任期が満了したときを除く。）は、それぞれその職を失うものとする。（第二十四條第一項関係）

21 内閣総理大臣は、監事が、会員に選任されたとき、又は19において準用する二の3の規定により監事となることができない者に該当するに至ったときは、その監事を解任しなければならないこと。

(第二十四条第二項関係)

22 内閣総理大臣、総会又は会長は、それぞれその任命又は選任に係る役員が次の(一)又は(二)のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができること。(第二十四条第三項関係)

(一) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(二) 職務上の義務違反があるとき。

23 総会は、副会長が22の(一)又は(二)のいずれかに該当すると認めるときは、会長に対し、22の規定により当該副会長を解任することを求めることができること。(第二十四条第四項関係)

24 会長は、22の規定により副会長を解任しようとするとき(23の規定による解任の求めがあつた場合を除く。)は、総会の同意を得なければならないこと。(第二十四条第五項関係)

25 13の規定は、会長又は副会長が、20の規定によりその職を失つたとき又は22の規定により解任され

たときについて準用すること。（第二十四条第六項関係）

五 会員候補者選定委員会、選定助言委員会及び運営助言委員会

1 会員候補者選定委員会は、次に掲げる職務を行うこと。（第二十五条第一項関係）

(一) 六の3から7までの規定による会員の候補者の選定

(二) 六の8に規定する選定方針（4及び6の(一)において「選定方針」という。）の案の作成

(三) 六の15の規定による会員の解任の求め

(四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、会員の選任及び解任に関する事務のうち、日本学術会議規則

で定めるところにより会員候補者選定委員会が行うこととされているもの

2 会員候補者選定委員会は、会員候補者選定委員十人以上二十人以内をもって組織し、会員候補者選

定委員は、会員のうちから、総会が選任すること。（第二十五条第二項及び第三項関係）

3 会員候補者選定委員の任期は、選任の時から、当該選任後三年以内に到来する会員の任期の末日までとすること。（第二十五条第四項関係）

4 会員の候補者の研究又は業績に関する審査を行うため、会員候補者選定委員会に、選定方針で定め

る研究分野ごとに、分野別業績審査委員会を置くこと。（第二十五条第五項関係）

5 分野別業績審査委員会の委員は、当該分野別業績審査委員会に係る研究分野における会員の候補者の研究又は業績の審査を行うために必要な専門的知識を有する者のうちから、会員候補者選定委員会が選任すること。（第二十五条第六項関係）

6 選定助言委員会は、次に掲げる職務を行うこと。（第二十六条第一項関係）

(一) 選定方針の案の作成に関し、会員候補者選定委員会に対し、意見を述べること。

(二) (一)に掲げるもののほか、会員の候補者の選定に関し、会員候補者選定委員会の諮問に応じて意見を述べること。

7 選定助言委員会は、選定助言委員五人以上七人以内をもって組織し、選定助言委員は、優れた研究又は業績を有する科学者（会員その他内閣府令で定める者を除く。）であつて、学術に関する研究の動向及びこれを取り巻く内外の社会経済情勢又は産業若しくは国民生活における学術に関する研究成果の活用状況に関し広い経験と高い識見を有するものうちから、総会が選任すること。（第二

六条第二項及び第三項関係）

8 選定助言委員の任期は、三年とすること。ただし、補欠の選定助言委員の任期は、前任者の残任期間とし、選定助言委員は、一回に限り再任されることができること。（第二十六条第四項及び第五項関係）

9 運営助言委員会は、次に掲げる職務を行うこと。（第二十七条第一項関係）

- (一) 八の3に規定する議案の作成に関し、会長に対し、意見を述べること。
- (二) (一)に掲げるもののほか、会長の職務に関し、会長の諮問に応じて意見を述べること。

10 運営助言委員会は、運営助言委員十人以上十五人以内をもって組織し、運営助言委員は、会員その他内閣府令で定める者以外の者であつて、学術に関する研究の動向及びこれを取り巻く内外の社会経済情勢、産業若しくは国民生活における学術に関する研究成果の活用状況又は組織の経営に関し広い経験と高い識見を有するものうちから、会長が任命すること。（第二十七条第二項及び第三項関係）

11 運営助言委員の任期は、三年とすること。ただし、補欠の運営助言委員の任期は、前任者の残任期間とし、運営助言委員は、一回に限り再任されることができること。（第二十七条第四項及び第五項

関係)

六 会員の選任及び解任

1 会員の選任は、三年ごとに、その員数の半数について行い、総会は、会員が欠けたときは、その補欠の会員を選任することができること。(第二十八条関係)

2 会員の選任は、会員候補者選定委員会が選定した会員の候補者のうちから、総会の決議により行い、会議は、選任された会員の研究又は業績の内容及び選任した理由の公表その他の措置を講ずることにより、会員の選任の過程を国民に明らかにするよう努めなければならないこと。(第二十九条関係)

3 会員候補者選定委員会は、8に規定する選定方針に従って、会員の候補者を選定すること。(第三十条第一項関係)

4 会員候補者選定委員会は、会員、大学、研究機関、学会、経済団体その他の民間の団体等の多様な関係者から推薦を求めることその他の幅広い候補者を得るために必要な措置を講じなければならないこと。(第三十条第二項関係)

5 優れた研究又は業績があるか否かの審査は、分野別業績審査委員会において行うこと。（第三十条

第三項関係）

6 会員候補者選定委員会は、分野別業績審査委員会が優れた研究又は業績があると認めた科学者のうちから会員の候補者の選定（補欠の会員の候補者の選定を除く。）を行うに当たっては、会員の候補者の構成について、次に掲げる事項に配慮しなければならないこと。（第三十条第四項関係）

(一) 年齢、性別、所属する機関の種類及び所在地域等に著しい偏りが生じないようにすること。

(二) 先端的、学際的又は総合的な研究分野を含む多様な研究分野の科学者が含まれるようにすること。

(三) 国際的な研究活動、行政、産業界等との連携による活動、研究成果の活用に関する活動その他の多様な活動の実績のある科学者が含まれるようにすること。

7 3から6までに定めるもののほか、会員の候補者の選定に関し必要な事項は、日本学術会議規則で定めること。（第三十条第五項関係）

8 会議は、会員の任期の末日の六月前までに、当該任期を満了する会員の次の会員の候補者の選定及

び当該次の会員の選任後三年以内に到来する会員の任期の末日までの間に行われる補欠の会員の候補者の選定に関する方針（以下「選定方針」という。）を作成しなければならないこと。（第三十一条

第一項関係）

9 選定方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 （第三十一条第二項関係）

- (一) 4に規定する措置の実施に関する方針
- (二) 会員候補者選定委員会に置く分野別業績審査委員会の研究分野の別
- (三) 分野別業績審査委員会が行う研究又は業績の審査の基準及び方法
- (四) 分野別業績審査委員会が優れた研究又は業績があると認めた科学者のうちから会員の候補者を選定するための基準及び方法

- (五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、会員の候補者の選定に関する重要事項

10 選定方針の作成に関する決定は、総会の決議によらなければならないこと。（第三十一条第三項関係）

11 会員候補者選定委員会は、選定助言委員会の意見を聴いて、選定方針の案を作成し、総会に提出す

ること。(第三十一条第四項関係)

12 会議は、選定方針を作成したときは、遅滞なくこれを公表しなければならないこと。(第三十一条

第五項関係)

13 10から12までの規定は、選定方針の変更について準用すること。(第三十一条第六項関係)

14 総会は、会員が二の三の規定により会員となることができない者に該当するに至ったときは、当該会員を解任しなければならないこと。(第三十二条第一項関係)

15 会員候補者選定委員会は、会員が会議の業務に関し著しく不適當な行為をしたと認めるときは、総会に対し、当該会員の解任を求めることができること。(第三十二条第二項関係)

16 総会は、15の規定による解任の求めがあった場合において、当該会員が会議の業務に関し著しく不適當な行為をしたと認めるときは、当該会員を解任することができること。(第三十二条第三項関係)

17 14及び16の規定による解任は、総会の決議により行うこと。(第三十二条第四項関係)

七 役員等の責任及び義務

1 会議の役員及び役員以外の会員は、それぞれの任務を怠ったときは、会議に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負うこと。この責任は、内閣総理大臣の承認がなければ、免除することができないこと。（第三十三条関係）

2 会議の役員、役員以外の会員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならないこと。（第三十四条関係）

3 会議の役員、役員以外の会員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすこと。（第三十五条関係）

八 会議の運営に関する重要事項の決定

1 この法律の他の規定により総会の決議によることとされているもののほか、次に掲げる事項の決定は、総会の決議によらなければならないこと。（第三十六条第一項関係）

(一) この法律（第三の五を除く。）又は準用通則法の規定により内閣総理大臣の認可又は承認を受けなければならない事項

(二) 第三の二の規定による諮問に対する答申及び第三の三の規定による勧告

- (三) 第三の五の規定による国際団体への加入
- (四) 第四の一の1に規定する中期的な活動計画及び第四の二に規定する年度計画の作成又は変更
- (五) 第四の三の2に規定する自己点検評価書の作成
- (六) 予算の作成
- (七) 準用通則法第五十条の二第二項に規定する報酬等の支給の基準及び準用通則法第五十条の十第二項に規定する給与等の支給の基準の策定又は変更
- (八) 日本学術会議規則の制定又は改廃
- 2 1の(一)及び(四)から(八)までに掲げる事項に関する議案は、会長が、役員会の議を経て、総会に提出すること。(第三十六条第二項関係)
- 3 会長は、1の(一)及び(四)から(七)までに掲げる事項に関する議案を総会に提出しようとするときは、運営助言委員会の意見を聴かなければならないこと。(第三十六条第三項関係)

第三 業務

一 会議の業務

会議は、第一の一の目的を達成するため、次に掲げる業務を行うこと。（第三十七条関係）

- 1 学術に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。
- 2 大学、研究機関、学会その他の学術に係る者間における連携の確保及び強化を図ること。
- 3 学術に関する国民の関心及び理解の増進その他の学術に関する研究を円滑に進めるための社会環境の整備を図ること。

4 学術に関する外国の団体及び国際団体との交流に関する業務を行うこと。

5 1から4までに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

二 諮問

政府は、学術に関する重要事項について、会議に諮問することができること。（第三十八条関係）

三 勧告

会議は、学術に関する重要事項について、政府に勧告することができること。（第三十九条関係）

四 協力の求め

会議は、一に規定する業務を行うため必要があると認めるときは、政府に対し、資料の提出、意見の

開陳又は説明その他の協力を求めることができること。（第四十条関係）

五 国際団体への加入

会議は、一の4に掲げる業務を行うため、学術に関する国際団体に加入することができること。この場合において、国際団体に加入することにより会議が当該国際団体に対して会費その他の費用（内閣総理大臣の承認を受けて会議が定める額を超える額の費用に限る。）を負担する義務を負うこととなるときは、あらかじめ、当該国際団体への加入について内閣総理大臣の承認を受けなければならないこと。

（第四十一条関係）

第四 中期的な活動計画等

一 中期的な活動計画

1 会議は、六事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、当該事業年度以後の六事業年度についての会議の業務の運営に関する計画（以下「中期的な活動計画」という。）を定めなければならないこと。（第四十二条第一項関係）

2 中期的な活動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとすること。（第四十二条第二項関係）

係)

- (一) 第三の一に規定する業務に関する目標及びこれを達成するためにとるべき措置
 - (二) 業務運営及び財務内容の改善に関する目標並びにこれらを達成するためにとるべき措置
 - (三) 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画に関する事項
 - (四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、内閣府令で定める会議の活動に関する事項
- 3 会議は、中期的な活動計画を定めようとするときは、日本学術会議評価委員会の意見を聴かなければならないものとし、これを変更しようとするときも、同様とすること。（第四十二条第三項関係）
- 4 会議は、中期的な活動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、その中期的な活動計画を公表しなければならないこと。（第四十二条第四項関係）

二 年度計画

会議は、毎事業年度の開始前に、中期的な活動計画に基づき、内閣府令で定めるところにより、その事業年度の活動に関する計画（三の5において「年度計画」という。）を定めるとともに、公表しなければならないものとし、これを変更したときも、同様とすること。（第四十三条関係）

三 各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等

1 会議は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の(一)から(三)までに掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該(一)から(三)までに定める事項について、内閣府令で定めるところにより、自ら点検及び評価を行わなければならないこと。(第四十四条第一項関係)

(一) (二)及び(三)に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績

(二) 中期的な活動計画に係る期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期的な活動計画に係る期間の終了時に見込まれる当該期間における業務の実績

(三) 中期的な活動計画に係る期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期的な活動計画に係る期間における業務の実績

2 会議は、内閣府令で定めるところにより、1の(一)から(三)までに掲げる事業年度の終了後三月以内に、当該(一)から(三)までに定める事項について行った1の点検及び評価(以下「自己点検評価」という。)の方法及び結果に関する報告書(以下「自己点検評価書」という。)を日本学術会議評価委員会に提出するとともに、公表しなければならないこと。(第四十四条第二項関係)

3 日本学術会議評価委員会は、自己点検評価書に記載された自己点検評価の方法及び結果について調査審議し、必要があると認めるときは、会議に対して意見を述べることができること。（第四十四条第三項関係）

4 日本学術会議評価委員会は、会議に対して3の意見を述べたときは、遅滞なく、内閣総理大臣に当該意見の内容を通知しなければならないこと。（第四十四条第四項関係）

5 会議は、自己点検評価の結果を中期的な活動計画及び年度計画並びに業務の運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、当該結果の反映状況を公表しなければならないこと。（第四十四条第五項関係）

6 会議は、3の規定による日本学術会議評価委員会の意見を自己点検評価の方法の改善に適切に反映させなければならないこと。（第四十四条第六項関係）

第五 財務及び会計

一 財務諸表等

会議は、毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に内閣総理大臣に提出し、

その承認を受けなければならないこと。（第四十五条第一項関係）

二 財源措置

政府は、予算の範囲内において、会議に対し、その業務の財源に充てるため、必要と認める金額を補助することができること。（第四十八条第一項関係）

三 その他

利益及び損失の処理並びに積立金の処分に関し所要の規定を設けること。（第四十六条及び第四十七条関係）

第六 雑則

一 報告及び検査

内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会議に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、会議の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができること。（第四十九条第一項関係）

二 違法行為等の是正

内閣総理大臣は、会議又はその役員、役員以外の会員若しくは職員が、不正の行為若しくはこの法律若しくは他の法令に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると認めるときは、会議に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができること。また、会議は、内閣総理大臣の求めがあつたときは、速やかに当該行為の是正その他の必要と認める措置を講じなければならないこととし、当該措置の内容を内閣総理大臣に報告するとともに、公表しなければならないこと。

(第五十条関係)

三 日本学術会議評価委員会

1 内閣府に、日本学術会議評価委員会を置くこと。(第五十一条第一項関係)

2 日本学術会議評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどること。(第五十一条第二項関係)

(一) 自己点検評価書に記載された自己点検評価の方法及び結果について、調査審議し、及び会議に対し意見を述べること。

(二) 中期的な活動計画について、会議に対し意見を述べること。

3 日本学術会議評価委員会は、日本学術会議評価委員五人以上七人以内をもって組織し、日本学術会

議評価委員は、会員その他内閣府令で定める者以外の者であつて、學術に関する研究の動向及びこれを取り巻く内外の社会経済情勢、産業若しくは国民生活における學術に関する研究成果の活用状況又は組織の経営に関し広い経験と高い識見を有するものうちから、内閣総理大臣が任命すること。

(第五十一条第三項及び第四項関係)

4 日本学術会議評価委員の任期は、三年とすること。ただし、補欠の日本学術会議評価委員の任期は、前任者の残任期間とし、日本学術会議評価委員は、一回に限り再任されることができること。

(第五十一条第五項及び第六項関係)

5 1から4までに定めるもののほか、日本学術会議評価委員会に関し必要な事項については、政令で定めること。(第五十一条第七項関係)

四 独立行政法人通則法の規定の準用

会議について、役員及び職員に関する規定、財務及び会計に関する規定、人事管理に関する規定その他の独立行政法人通則法の規定を準用すること。(第五十二条関係)

第七 罰則

第二の七の二の規定に違反して秘密を漏らした者、第六の一の規定による報告をせず、又は虚偽の報告等をした者等に対する罰則に関し所要の規定を設けること。（第五十五条から第五十八条まで関係）

第八 附則

一 施行期日

この法律は、令和八年十月一日（一部の規定については公布の日）から施行すること。（附則第一条関係）

二 定年に関する特例

公布の日から施行する規定の施行の際現に日本学術会議法（昭和二十三年法律第二百一十一号。以下この二及び三の二並びに七において「現行日学法」という。）第七条第一項に規定する日本学術会議会員（六において「現会員」という。）である者については、現行日学法第七条第六項の規定は、適用しないこと。（附則第二条関係）

三 会員予定者の指名等

1 内閣総理大臣は、2の規定による推薦に基づいて、この法律の施行の日（以下この1において「施

行日」という。)に会員となるべき者(以下「会員予定者」という。)百二十五人を指名し、会員予定者として指名された者は、施行日において、第二の二の1の規定により会員に選任されたものとみなすこと。(附則第三条関係)

2 現行日本学術会議(現行日学法に規定する日本学術会議をいう。)は、3の規定により、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員予定者の候補者を選定し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦するものとする。 (附則第四条関係)

3 会員予定者の候補者の選定、候補者選考委員会、会員予定者の候補者の選考について所要の規定を設けること。(附則第五条から第七条まで関係)

四 設立準備

会長の職務を行う者及び監事となるべき者の指名、設立委員等について所要の規定を設けること。(附則第八条及び第九条関係)

五 会議の成立

会議は、この法律の施行の時に成立すること。(附則第十条第一項関係)

六 承継会員に関する経過措置

会議の成立の際現に現会員である者は、会議の成立の日において、会議の会員となるものとし、これにより会員となった者（以下この六において「承継会員」という。）の任期は、第二の二の二の規定にかかわらず、令和十一年九月三十日までとすること。また、承継会員は、第二の二の二の規定にかかわらず、再任されることができないこと。（附則第十一条関係）

七 職員の引継ぎ等

現行日学法第十六条第二項に規定する職員である者の引継ぎ、国家公務員退職手当法等の適用に関する経過措置及び職員団体についての経過措置について所要の規定を設けること。（附則第十二条から第十七条まで関係）

八 成立時総会

会議は、会長の選任、業務方法書の決定その他会議の業務の開始に必要な事務を処理するため、成立後直ちに総会を開催しなければならないこととするほか、所要の規定を設けること。（附則第二十二條関係）

九 経過措置等

この法律の施行に伴う所要の経過措置等を定めること。

十 検討

政府は、この法律の施行後六年を目途として、この法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。と。（附則第二十七条関係）

十一 日本学術会議法の廃止

日本学術会議法（昭和二十三年法律第百二十一号）は、廃止すること。（附則第二十八条関係）

十二 関係法律について所要の改正を行うものとする。 （附則第二十九条から第四十条まで関係）